

保国発0705第1号  
平成28年7月5日

都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 国保高齢者医療制度円滑導入基金の解散について

国保高齢者医療制度円滑導入基金（以下、「基金」という。）の管理運営については、平成27年3月23日保発0323第13号厚生労働省保険局長通知の別添「国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営要領」（以下、「管理運営要領」という。）に基づき行われていたところであるが、基金事業の終了に伴う基金の解散等に係る手続きについては、下記のとおりとすることとしたので、各都道府県知事におかれては、貴管内国民健康保険団体連合会に対する周知につきご配慮願いたい。

### 記

管理運営要領第17（事業の終了）第2項に規定する厚生労働大臣への報告については、別紙「国保高齢者医療制度円滑導入基金の解散に係る報告書」に必要書類を添付し、平成28年8月26日（金）迄に提出すること。